鹿屋市告示第 159 号

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱（令和６年鹿屋市告示第127号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「するため」の次に「又は、移住活動を行うため」を加える。

第６条第１号中「住民票の写し」を「居住地を証明できるもの」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記

第１号様式（第６条関係）

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

鹿屋市移住体験支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>（フリガナ）
申請者氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日
（　歳）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>メール
アドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>日程</td><td colspan="5">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>交通手段</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">同行者氏名等</td><td>氏名</td><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="2">職業</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>交付申請額</td><td colspan="5">円</td></tr>
</table>

（裏面）

添　付　書　類	(1) 申請者及び同行者全員の居住地を証明できるもの (2) 活動計画表（移住活動を行う場合に限る。） (3) その他市長が必要と認める書類
確　認　事　項 注　該当する項目に☑を付すこと。	□　体験ツアーの全行程に参加します。（体験ツアーに参加する場合に限る。） □　同一の世帯に属する者で、この要綱による補助金を受けた者はいません。 □　鹿屋市移住体験ツアー補助金交付要綱（令和２年鹿屋市告示第52号）、鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和３年鹿屋市告示第67号）、鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第165号）又は鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第166号）による補助金の交付を受けていません。 □　鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。

別記第３号様式、別記第５号様式及び別記第７号様式中「印」を削る。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。